

○7番（鈴木美香君）

7番、立憲民主党、鈴木美香です。

今回は大枠で3つ質問します。

では、まず最初に暑さ対策に植樹をというのをお願いをしたいと思います。

今年の夏は災害級の暑さが続いている。今日もとっても暑いんですけど、地球温暖化により、来年も高温が続くと見込まれています。

暑さ対策の1つに道路際に木を植えるのはどうかと思います。木陰は夏の暑い日差しを遮り、人に直接当たる日差しを減らしてくれます。路面に日陰をつくり、路面の温度が高くなるのも防ぎます。

また、水分を葉から蒸散させることで、水分が空気中に放出し、周辺の外気温を下げる蒸散作用というものがあるようです。道路だけではなく、第二グラウンドの使用者から日陰がないので、木を植えてほしいとの要望がありました。回答お願いします。

○議長（濱野良一君）

建設課長 赤谷淳君。

○建設課長（赤谷淳君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

暑さ対策として道路に植樹を進めることは、日差しを遮り、路面の温度上昇を抑制するだけでなく、蒸散作用による歩行者や自転車利用者の快適性を高める効果が期待できます。

しかしながら、本町の道路事情を考慮しますと、いくつかの課題がございます。

まず、現場の制約として、道路幅員が狭く新たな植樹帯を設置できる余地がなく、植樹可能な空間の確保が困難な状況でございます。

次に安全性の観点では、樹木の成長に伴う通行の見通しの悪化や、道路標識の視認性の低下、根の影響による路面の劣化、強風時の倒木リスクなど、交通安全上の課題が生じる恐れがあります。

最後に維持管理の課題として、剪定、病害虫対策、落ち葉清掃などを含む継続的な予算措置と長期的な管理体制の整備が不可欠となります。

このようなことから、現時点では町道沿いに植樹できる余地は乏しいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習課からは、渕崎第二グラウンドの植樹についてお答えをいたします。

樹木には、確かに日陰を作るなどの効果がありますが、成長に伴い、幹が太く

なり枝が広がることで、将来的に競技スペースを妨げる恐れがあります。

また、根が張っていくことで、グラウンドの地下設備へ悪影響を及ぼすとともに、転倒等の危険を生じさせる可能性もあります。現に、今般の渕崎第二グラウンド改修においては、樹木の根がトイレの排水管を損傷させておりました。

加えて、定期的な剪定、落ち葉処理、病害虫防除などが必要となり、継続的に多大な管理コストと労力を要します。

こうしたことから、現時点ではグラウンド内への植樹は適切でないと考えております。

暑さ対策としましては、テントや日よけの追加など、現在保有している備品類の活用を含め、検討を進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

お二方の答弁聞きました、まさにそうだなと思うのですが、管理体制の方面をすると、コストもかかるし、根の問題とかいろいろあるって思うんですけど、やっぱり情操教育といいますか、背景として山とか川がある小豆島のその風景が借景としてあるとしても、例えば、第二グラウンドは本当に殺風景で、やっぱりそうですね、これはもう押し問答になるしかないかと思うんですが、やはりそういう情操的なことに関して、実利的には気温を下げる、気分も安定するというようなことも、もう一步踏み込んで考えていただきたいなと思います。

建設課の方なんすけども、では、その余白がやっぱ見てる限り町の余白があるんです。道路際というか余白。そういうところにも一つずつでも植えてほしいかなと思うんで、例えば庁舎の入りっぱなのところに余白があつたりするんですけど、伝法川のそばですかね。そういうところをやっぱり管理ですとかお金がかかるので、どうでしようかっていう、お伺いしたいんですけど、町道の近くの余白が多々あるところがあると思うんですが。

○議長（濱野良一君）

赤谷課長。

○建設課長（赤谷淳君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

環境の快適性を高めるハード面の対策につきましては、費用対効果や現場の条件、安全性などを総合的に勘案した上で、導入の可否や具体的な手法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

全国的にも大阪も東京もどんどん木を切ってるという現実があるので、大きな流れは、余計なものつくらない、コストをかけないという流れなのかもわからないんですが、やっぱり人間生きてるもので見た目ですとか、自然的な思わぬ認知してない効能ていうのがあると思うので、その流れに刃向えとは言いませんけど、もうちょっと一歩踏み込んでいただきたいなと思います。

では、2つ目の質問させていただきます。

スマホ対策を。子どもの長時間のスマホ使用について、専門家はスマホ使用が1時間以内と、それ以上では明らかに学力に差が出ていることがわかっていると言っています。スマホの使いすぎで、睡眠不足、生活習慣の乱れで勉強できないという一方で、脳の発達に悪影響があるのではないかと言われています。前頭前野の発育に影響し、考える、理解する、覚えるといった認知機能、我慢する、自分をコントロールする、コミュニケーション力などの非認知機能に、スマホの使用習慣が、悪影響を与えていたのではないか、発達障害をも引き起こす可能性にも専門家が言及していました。子どもの脳への影響は見過せません。

先頃、愛知県豊明市で、全住民にスマホ使用2時間までと規制する条例案が提出されました。そこまで規制とは私は思っておりませんが、スマホの使い過ぎによる危険性をもっと発信すべきではないかと思いますが、ご見解をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨年度公表された、全国学力・学習状況調査の結果のうち児童生徒質問調査などから、「授業がよく分かる」と答えた児童生徒ほどスマートフォンなどでSNS・動画を視聴する時間が短く、「当てはまらない」と答えた児童生徒の3割前後は、1日4時間以上視聴していたことが分かりました。文部科学省の担当者によると「子どもの学習習慣は学校・家庭の一体で形成されるものであり、スマホ視聴のルール作りなどを周知することも必要と考える」とのことです。教育委員会としましても、長時間利用が生活リズムの乱れやトラブルの増大といった課題と結びつくおそれがある点は深刻な懸念事項であり、対策が必要であることは十分に認識しております。

本町では、これまで学校と家庭が連携して「デジタルリテラシー教育」と「生活習慣の確立」を進めてきました。具体的には、学校教育の場で情報モラル教育

を充実させ、インターネットの危険性や適切な利用法を児童生徒に理解させるとともに、学習に役立つタブレットの使い方を学校が指導してきました。また、保護者を対象としたデジタル機能の正しい使い方、子どもの自己管理を促す声かけの方法、睡眠時間の確保といった生活リズムを整えるためのルールづくりなど、講演会や啓発活動を行ってきました。

教育委員会としましては、今後さらに家庭と学校が連携し、自己管理能力を育てる教育、適切な利用の促進など、デジタルリテラシー教育を包括的に進めいく中で、使用時間のルールづくりも働き掛けていき、児童・生徒の健全な成長と学力向上を着実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

いま取り組んでいただいているとおっしゃっているのですが、その取り組みに対して効能があるとかっていうのは見えてきてるんでしょうか。まだ始まったばかりなんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

効能と申しますか、少なくともこういった啓発、あるいは教育、これは続けていかなければならないことであって、これをやめてしまうと今よりはさらに悪くなる。これはもう間違いないことですので、こういった取り組みは継続して進めていく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

すみません、逆ですね。じゃあ極端にね、すごく長時間使ってるとか、すごく学力が落ちたっていう、なんか事実的な現実はあるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

そこまで極端な例はございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

私の方が極端なのかもわかりませんけど、私の意見としましては、小学生ぐらい、6年生ぐらいまでは、せめて使用を控えるといったような善処というか、ご両親とお話するっていうのがあってもいいのかなと思いますけど、もう現状、赤ちゃんのときから今使っていますので、相当難しいと思うんですけどそのあたりは、ある一定数の規制をかけるっていうのは、どういうお考えでしょうかしら。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、ご家庭と連携して、そのようなルールづくり、つまりは、長時間のスマートフォン、タブレットの使用は、はっきり申し上げれば先ほどの学力等の結果から申し上げて、4時間以上しておる場合ですと、睡眠時間あるいは勉強時間が明らかに削られるっていうような、明確なものがございますので、そこについてはもう皆さま、ご家庭の皆さんと、そういうことについてお話をさせていただいて、家庭でこの辺りはご協力をいただきたいと、そういうことはお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

ありがとうございます。今後もおっしゃるように継続しかないと思ってますんで、私なんかも使ってますけど、大人の私でも止まらないんです、スマホっていうのは。なので、子どもは常習性がもうよりよく強く出ると思いますし、ここでも訴えましたけど、その物理的に前頭前野に影響があると。だから、どうもない子が発達障害に移行する可能性もあると思うと学者も言ってますので、もうぜひぜひ、そのあたりは、深刻にやってくださってありがたいんですけど、継続っていうのをお願いしたいと思います。

では、最後の質問に行きたいと思います。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への取り組みをお伺いします。私も2023年の12月議会で、一度聞いたことがあるかと思うんですが、2024年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関し、困難とは、生活困窮、DV、性暴力、ストーカー、孤独など、多岐にわたるうえ複雑化しておりますが、町は、実態把握はしているでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

実態把握につきましては、健康福祉課はもとより、町内外の関係機関との密接な連携により把握に努めております。

昨年度は、女性の生活困窮に対する支援を10件行いました。また、DVについては、ここ数年、直接的な相談はありませんが、子育て家庭の支援を行う中で、DVが疑われるケースが1件あり、関係機関につないでおります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

では2つ目、相談窓口はどこになつてますか。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

主な相談窓口は、町においては健康福祉課、教育総務課、人権推進室、県においては、香川県子ども女性相談センター及び小豆総合事務所保健福祉課となります。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援法において市町村は、最も身近な立場で、支援のきっかけとなる相談機能を果たすことには加え、相談を待つだけではなく、アウトリーチにより問題を抱える方の早期発見が求められております。

町では、母子健康手帳の交付や乳幼児健診の際に行っている子育てアンケートを活用して、経済面や家族関係等の不安や悩みを把握し、必要に応じて、保健師がお話を伺うなどの相談体制を整えているほか、社会福祉士や保健師が気になる児童の把握と支援のために学校やこども園と連携をする中で、支援の必要な方の把握に努めております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

先ほどの支援体制も含まれていると思いました。先ほどの機関相談窓口というものが多岐にわたっておりますので、一般の町民には、どこに行っていいかわからないっていうのが正直なところだと思うんです。なので、そういうのをもっと、かなりもう個人的な情報が多くて難しいと思うんですが、そういうのをアウトリーチというか、お知らせするっていうお考えとか、その辺りはどこに行っていいかわかりやすくするっていうのは、どうしたらいいとお考えでしょう

か。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

相談窓口の周知ということでお答えをさせていただきます。DVに関しましては、関係機関におけるポスターの掲示や人権フェスタでのチラシの配布、新庁舎のトイレ内にステッカーを張るなどして、相談窓口の周知を行ってまいりました。

しかしながら、相談窓口についてわかりやすい周知ができているかといえば、はなはだ不十分であると言わざるを得ず、これは反省すべき点でございます。女性が抱える問題は複雑化、多様化、複合化しており、相談窓口がわからないことが原因で相談をためらったり、諦めたりすることのないよう、まずは早急にホームページに、相談窓口をわかりやすくまとめたものを掲載いたします。

また、広報誌においても、男女共同参画週間、DV等の防止運動の期間などの時期をとらえまして、女性支援法の周知啓発をあわせて行うなど、いつでも誰でも安心して相談できることを積極的に発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

この困難な女性の問題というくくりが広範囲すぎて、つかみどころがないのが実情と思います。しかもなかなか、法律の内容を私も熟知しているかというのは、なかなか難しいのが実情なんですけど、一般の方はますますわからない。ただ、男性と比較するのはまた問題ですけど、女性の方がより深刻で表に出にくいんですね、だからこの法律ができたんですけど。

まず、やっぱりこれ繰り返すんですけど、大事なことは受け入れ体制なんです。とにかく寄り添い感、どんな相談も受け入れるといった姿勢の窓口が絶対必要だと思います。それにお願いしたいのは、まず非正規の方ではなく、1、2年でコロコロ変わるのでなく、専任できれば、勉強続ける専任の方を置いていただきたいというのがもう本当の要望です。この困っていても先日も聞きましたけど、困って行って、勇気を出して相談しても、なかなか本音は言えなかつたりとか、周りが敵になって、本当のところは伝えれないっていうのがあって、どうしてもこちらに届いてきますので、顔見知りとか、ネットワークがやっぱり狭いところで、濃いので、やっぱり漏れたりすることを警戒してとか、そういうこと恥ずかしいことだという認識、やっぱりこの辺りも教育課にいつも言ってます

けど、人権意識なんですよね、かわいそうなんと人権は全然別物なんで、そのあたりがあるので、これも継続するしかないと思います。とにかく女性の困っている人たち、女性っていう、くくりばっかりではないんですけど、土庄町で住んでる人が、とにかく安心して、困ったこともどつか行ったら助けてくれるみたいなニュアンスがなるような土庄町政になると、大変私は夢のある土庄町政になると思います。女性が生きやすい社会は、誰にとっても安心できる生きやすい社会になると思います。今後もよろしくお願ひいたします。以上です。